## 4 経営組織別·規模別組織状況(第4表)

組合数比では、「民間」が91.9%、「国公営」が8.1%であり、組合員数比では、「民間」が95.7%、「国公営」が4.3%である。

組合員数を経営組織別・規模別にみると、民間の企業規模「5,000人以上」が全体の48.4%、「1,000~4,999人」が19.9%で、これら大手企業が全体の7割弱を占めている。

第4表 経営組織別・規模別単位労働組合数及び組合員数

				組合数				組合員数			
			2023年	構成比	2022年	増減数	2023年	構成比	2022年	増減数	
			(組合)	(%)	(組合)	(組合)	(人)	(%)	(人)	(人)	
	ř	総数	6, 506	100.0	6, 559	△ 53	2, 428, 917	100.0	2, 414, 345	14, 572	
		民間	5, 980	91. 9	6, 034	△ 54	2, 325, 553	95. 7	2, 303, 851	21, 702	
	企	29人以下	293	4. 5	293	0	2, 171	0. 1	2, 162	9	
		30~99人	696	10. 7	709	△ 13	15, 666	0.6	16, 090	△ 424	
		100~299人	1, 053	16. 2	1,074	△ 21	69, 370	2. 9	70, 423	△ 1,053	
	業	300~499人	427	6.6	432	△ 5	52, 526	2. 2	54, 666	△ 2,140	
	規	500~999人	614	9. 4	622	△ 8	123, 213	5. 1	124, 114	△ 901	
	模	1,000~4,999人	1, 193	18.3	1, 212	△ 19	482, 415	19. 9	486, 044	△ 3,629	
		5,000人以上	1, 248	19. 2	1, 226	22	1, 176, 246	48. 4	1, 140, 695	35, 551	
		その他	456	7. 0	466	△ 10	403, 946	16. 6	409, 657	△ 5,711	
		国 公 営	526	8. 1	525	1	103, 364	4. 3	110, 494	△ 7, 130	

<sup>※</sup> 民間の内訳の構成比については、端数処理のため合計が合わない場合がある。

## (注)

- 1 企業規模の「その他」は、1組合が二つ以上の企業又は個人の労働者から組織された組合などである。
- 2 「国公営」には、行労法、地公労法、国公法、地公法の各適用組合員のほか、国公営の共済事業等の 労組法適用組合員も含まれる。

「 行 労 法 」 ・・・・・ 行政執行法人の労働関係に関する法律。主として行政執行法人の職員に適用する。

「地公労法」・・・・・・地方公営企業労働関係法。主として地方公営企業職員に適用する。

「国公法」・・・・・・ 国家公務員法。主として国の一般職員に適用する。

「地公法」・・・・・・ 地方公務員法。主として地方公共団体の一般職員に適用する。

「 労 組 法 」 ・・・・・ 労働組合法。主として民間企業従業員に適用する。